

令和6年第12回寄居町農業委員会総会議事録			
開催年月日	令和6年12月25日(水)		
開催場所	寄居町役場 全員協議会室		
開会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後4時00分
閉会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後4時46分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	石 附 征 夫	出	11	吉 田 信 雄	出
2	梅 澤 功	出	12	坂 本 滋	欠
3	新 井 徹	出		坂 本 廣 久	出
4	中 島 広 文	出		柴 崎 徹	出
5	室 岡 重 雄	出		横 田 義 教	出
6	金 子 達	欠		伊 藤 隆 夫	出
7	小 和 瀬 守	出		轟 和 男	出
8	福 島 隆 志	出		栗 原 功	出
9	戸 屋 政 春	出		矢 那 瀬 信 一 郎	出
10	中 島 英 樹	欠		清 水 克 樹	出

議事参与者

職 員

局 長 黒瀬秀明  
 次 長 鈴木秀幸  
 書 記 青木智史  
 書 記 権田貴大

<p>事務局長 議長</p>	<p>(起立・礼・着席の発声)</p> <p>本日は、ご多忙のおり、ご参会いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>ただ今から、令和6年第12回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日、金子達委員、中島英樹委員、坂本滋委員より欠席の旨の通告がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>現在の出席委員は12名中9名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>令和6年第12回寄居町農業委員会総会、</p> <p>日程第1、議事録署名委員の選任について。</p> <p>日程第2、報告第4号、農地法第29条第1項の規定による届出について。</p> <p>日程第3、議案第106号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第4、議案第107号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について。</p> <p>日程第5、議案第108号から議案第112号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第6、議案第113号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。</p> <p>議事日程は、以上となります。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、石附征夫委員と中島広文委員にお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2、報告第4号、農地法第29条第1項の規定による届出についてを報告いたします。</p> <p>それでは、報告第4号について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の1ページを御覧ください。</p> <p>農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により届出につきましては、農地を、畜舎、堆肥舎、農機具収納施設、農業用倉庫等の農業用施設の用に供する場合、転用する農地の面積が2アール(200㎡)未満であれば、農地転用の許可ではなく、農業委員会への届出で済むというものです。</p> <p>それでは、報告第4号につきまして、御報告申し上げます。</p> <p>別冊の案内図を併せて御覧ください。報告内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>本届出地は、先月、報告第3号により、御報告いたしました届出者が、イチゴの溶液栽培を行うために設置する、農作物栽培高度化施設の附帯設備部分の届出となります。</p> <p>この農地は農振農用地区域、いわゆる青地ですが、10月の寄居町農業振興地域促進協議会にて御審議を頂きまして、10月30日付けで軽微変更の告示が完了し、令和6年11月29日付けで、本届出を受理しております。</p> <p>説明は、以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>報告事項ですので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第3、議案第106号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたしますが、吉田信雄委員に関係のある事項に該当するため、農業委員会等に関</p>

	<p>する法律第 31 条の規定に基づく、議事参与の制限により、審議開始から終了まで、退席をお願いいたします。</p> <p>(吉田信雄委員が退席)</p> <p>それでは、議案第 106 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 2 ページを御覧ください。</p> <p>農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農地以外の使用目的で転用するものです。</p> <p>それでは、議案第 106 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>本申請地の一部は、令和 2 年に一度、農振農用区域の軽微変更を行い、農業用施設の届出を行って、すでに農業用倉庫が設置されているものです。</p> <p>今回の申請は、その農業用倉庫敷地の拡張で、主には、その令和 2 年に建てた農業用倉庫の南側に、東西 15m、南北 5m ほどの下屋を付け足すものとなっています。</p> <p>この下屋には、現在、自宅前の下屋に置いてあるトラクター 2 台を置き、また、農作物の出荷作業で使用するとのこととです。</p> <p>また、本申請地の西側が少し飛び出る形になっていますが、ここには、昭和 63 年に建てた軽量鉄骨造、平屋建ての農業用倉庫が建っており、トラクターや小型のバックホウ等の農業用機械が保管されています。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、本件の農地は、農振農用地ですが、農地法第 4 条第 6 項ただし書きによりまして、農用地利用計画で、農業用施設用地として用途区分されている農地を、農業用施設の用に供する場合には、例外として許可となるものです。</p> <p>また、本申請は一部、追認事案ではありますが、農地法第 4 条第 6 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>なお、本申請地につきましては、令和 2 年 2 月 27 日及び、令和 6 年 10 月 30 日付けで、軽微変更の告示が完了しております。</p> <p>説明は、以上です。</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。</p> <p>栗原推進委員。</p>
<p>栗原推進委員</p>	<p>先日、現地確認し、当人に事情を伺いました。</p> <p>内容は事務局の説明のとおりで、問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 106 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第 106 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>議案審議が終了しましたので、吉田委員は複席してください。</p> <p>(吉田信雄委員が複席)</p>

議長	<p>続きまして、日程第 4、議案第 107 号、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 107 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 3 ページを御覧ください。</p> <p>農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請につきましては、過去に権利移動や権利設定の許可を得ている事業計画の変更の承認をを求めるものです。</p> <p>それでは、議案第 107 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>本申請地は、令和 6 年第 2 回農業委員会総会で御審議いただき、本年 4 月 30 日付けで農地法第 5 条の許可を得ていますが、全体の造成工事を完了したところで、建築予定であった平屋建て、延床面積 93 m<sup>2</sup>の単なる倉庫に、事務所を加えた 2 階建て、延べ床面積 204.96 m<sup>2</sup>の建物建築に変更したいとなり、当初の許可内容を変更するために、申請に至ったものです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、地元委員さんにご意見をお願いいたします。</p>
新井委員	<p>新井委員。</p> <p>現地については、21 日の午前中に、福島委員と確認を行いました。</p> <p>すでに許可となっておりますので、砂利敷がされており、きれいに整備されております。</p> <p>場所としても問題ないものと思いますが、1 つ疑問がありまして、許可を受けて、現地が非農地化しているということは、再度の手続きは不要ではないかとも思いました。</p>
議長 事務局	<p>事務局。</p> <p>新井委員の御質問に回答いたします。</p> <p>新井委員の仰るとおり、砂利敷の造成までは行ってありますが、まだ、建物の建設には着手していない状況です。</p> <p>当初の許可が、平屋建ての倉庫を建設する許可でしたので、倉庫の完成を以て、農地転用許可の完了ということになりますため、建物を建てる前に、その内容が変更となることから、許可自体は得ておりますけれども、事業計画の変更申請書を提出させるということになっております。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 107 号について、原案のとおり、計画変更を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 107 号は原案のとおり、計画変更を承認することとして、知事に意見を送付いたします。</p> <p>続きまして、日程第 5、議案第 108 号から議案第 112 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第 108 号について、事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>議案書の4ページを御覧ください。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p> <p>それでは、議案第108号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請者、譲受人は、県内他市の住居に、夫婦で居住しておりますが、共に会社を退職し、趣味の園芸ができる自然環境が豊かな土地に移住したいと考えていたところ、本申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長 坂本推進委員	<p>この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。</p> <p>坂本推進委員。</p> <p>20日に石附委員と現地確認を行い、譲渡人に事情を伺ってまいりました。</p> <p>申請地は保全管理の状態で、隣接地の〇〇番には、梅の木があり、〇〇番は、保全管理されておりました。</p> <p>譲渡人によれば、農地の売却を不動産業者に相談し、本件の申請に至ったとのことでした。</p> <p>問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第108号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第108号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に議案第109号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第109号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請者、譲受人は、町内の住居に夫婦で居住しておりますが、不動産事業者が、申請者の現在の自宅周辺エリアで大規模な開発を計画しており、現在の自宅敷地についても買収したいとの相談があったことから、移転先を検討したところ、同じ行政区内の本申請地を譲り受けられることとなったため、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。</p> <p>福島委員。</p>

福島委員	<p>現地については、新井委員と確認してまいりました。</p> <p>申請地については、地元の不動産業者に、譲渡人から譲り渡したいとの相談があり、譲受人については、事務局から説明のありましたとおり、住居を移転したい考えがあったため、本件について、合意し、申請に至ったようです。</p> <p>予定としては、来年には住居の移転ができるのではないかと話をしているそうです。</p> <p>問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 109 号について、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 109 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。</p> <p>次に議案第 110 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 110 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図を併せて御覧ください。</p> <p>申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請目的の建築条件付売買による農地転用につきましては、2つの要件を満たしていれば、用途区域外であっても、例外的に、宅地分譲の農地転用許可が見込めるものとなっております。</p> <p>その2つの要件ですが、1つ目が、譲受人から土地を購入した者が、土地の購入後3ヶ月以内に、譲受人との間で建物の建築契約を締結しない場合には、土地売買契約そのものを破棄することになっているか、2つ目が、これらの土地が売れなかった場合には、譲受人が自ら建売住宅を建設し、建物を建築するだけの資力が譲受人にあるか、この2点を確認することとなっております。</p> <p>申請者、譲受人は、県内他市に所在があり、主に、住宅建設を行っている法人ですが、本申請に至った理由としましては、本申請地の周辺環境等が、住宅用地に適していると考えたためとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、先ほど申し上げました2点の要件が確認できる資料の添付があり、要件の該当性を確認しております。</p> <p>また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、また、先ほど申し上げました、要件等、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題ないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、地元委員はご意見をお願いいたします。</p> <p>新井委員。</p>
新井委員	<p>21日の午前中に、福島委員と現地調査を行いました。現地については、事務局の説明にありましたとおり、何ら問題ないところと思います。</p> <p>申請目的の特定建築条件付売買予定地について、事務局の説明がありましたが、この場所は、どのような用途区域がかかっているのか教えていただけますでしょうか。</p>
議長	<p>事務局。</p>

事務局	<p>本申請地については、都市計画法の用途区域内ではございません。</p> <p>本来、用途区域内でないと、宅地分譲のような目的での申請は許可されませんが、この特定建築条件付売買の要件を満たしていれば、用途区域外においても、転用許可が認められる可能性があるということでございます。</p>
議長 清水推進委員 事務局	<p>議長 清水推進委員。</p> <p>特定建築条件付売買予定地には、租税面等々、どのようなメリットがあるのでしょうか。</p> <p>事務局 先ほど、新井委員からの御質問の回答と重複してしまう部分があるかもしれませんが、本来は、寄居駅周辺と男衾駅周辺の用途区域内でなければ、宅地分譲を目的とする農地転用については、許可の見込みはありません。</p>
議長 清水推進委員	<p>今回のケースについては、譲受人である住宅会社と土地購入者が、建築請負契約まで結ぶことが前提となっていますので、宅地分譲的な許可が得られる可能性が出てくるものでございます。</p> <p>メリットで言いますと、建売住宅はすでに建っている建物を購入する一方で、今回の申請については、購入者が、ある程度、意向を反映した建物を建てることができることかと思えます。</p> <p>租税については、変わりはありません。</p> <p>議長 清水推進委員。</p>
議長 清水推進委員	<p>理解しました。ひとつ提案で、今後は、地元委員が見解を述べたあとに、区切ってはどうかでしょうか。そのあとに質疑応答を行うようでないか、いかがなものかと思えます。</p> <p>見解と質疑応答を分けることが議事進行のあり方と思いますが、いかがでしょうか。</p>
議長	<p>これまでの議事進行としては、地元委員の皆様は、ご意見を述べて頂く中で、疑問に感じた部分を呈して頂き、事務局が回答しておりました。</p> <p>清水推進委員からご意見を頂きまして、他の委員の皆様からご意見等あればお願いいたします。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長 事務局	<p>議長 事務局長。</p> <p>ただ今、御意見を頂きましたので、今後の議事進行につきましては、疑問等がございましたら、議案について、現地調査等の御報告を頂きましたあとに、御質問頂き、事務局から回答させて頂くということで、今後は進めさせて頂ければと存じますので、ご了承をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 110 号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長 事務局	<p>議長 全員賛成ですので、議案第 110 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。</p> <p>次に議案第 111 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 議案第 111 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請地は、都市計画法の用途区域内の土地になります。</p>

	<p>申請者、譲受人は、都内に所在し、主に、建築・設計業を営む、法人ですが、住宅用地の需要を見込み、候補地を検討していたところ、本申請地と、本申請地の東に隣接する〇〇番地の宅地を、譲り受けられることとなり、建売住宅2棟を建てるため、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第2項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、地元委員はご意見を願いたします。</p>
吉田委員	<p>吉田委員。</p> <p>21日に栗原推進委員と現地確認し、譲渡人に事情を伺いました。</p> <p>地図上にあります、宅地の家屋については、すでに撤去され、きれいに整地されております。</p> <p>建売住宅として2棟が建設予定ですが、特に問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p>
議長	<p>(委員から「なし」の声)</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
議長	<p>議案第111号について、原案のとおり、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第111号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。</p>
事務局	<p>次に議案第112号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第112号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請者、譲受人は、町内に所在のある、主に建築工事や設計を行う法人ですが、現在の事務所は、土地・建物ともに賃貸で、思うような事業展開ができず、町内で自社の事務所を構えたいと考えていたところ、希望する面積がある本申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、地元委員はご意見を願いたします。</p>
梅澤委員	<p>梅澤委員。</p> <p>23日に、戸屋委員と現地調査し、譲渡人に事情を伺いました。</p> <p>譲渡人については、自身が高齢となり、畑はできないと思い、不動産業者に相談していたところ、今回の申請に至ったようです。</p> <p>現地についても、問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p>

議長	<p>(委員から、「なしの声」)</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 112 号について、原案のとおり、許可相当とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 112 号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、日程第 6、議案第 113 号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてを議題といたしますが、梅澤功委員が関係のある事項に該当するため、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、また、栗原功推進委員が関係のある事項に該当するため、退席の申し入れがあり、許可することといたしましたので、審議開始から終了まで、退席をお願いいたします。</p> <p>(梅澤功委員、栗原功推進委員が退席)</p>
議長 事務局	<p>それでは、議案第 113 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 5 ページを御覧ください。</p> <p>町が定める農用地利用集積計画による利用権の設定、移転につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定により、農業委員会の決定が必要となるため、御審議いただくものです。</p> <p>それでは、議案 112 号につきまして、説明いたします。</p> <p>今回の計画は、全 15 筆で、合計面積が 10,584 m<sup>2</sup>です。</p> <p>農地の内訳は、議案書の右下のとおりになります。</p> <p>整理番号 12 から 15 の新設定 4 筆につきまして、御説明いたします。</p> <p>借受人は、深谷市で主にブロッコリーやトウモロコシ、ネギを栽培している方です。</p> <p>借受人が農地を探していたところ、当申請地をみつけ、借り受けられることになったため、今回の申出に至ったものです。</p> <p>今回の計画の決定基準ですが、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか、それでは採決いたします。</p> <p>議案第 113 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 113 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。</p> <p>議案審議が終了しましたので、梅澤功委員、栗原功推進委員は、複席してください。</p> <p>(梅澤功委員、栗原功推進委員が複席)</p>
議長	<p>以上で、全ての議案審議が終了しました。委員から何かありましたら、お願いいたします。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
事務局長	<p>よろしいですか。事務局から何かありますか。</p> <p>事務局から 1 点、ご連絡いたします。</p> <p>次回の総会ですが、1 月 28 日、火曜日の午後 1 時 30 分からでお願いいたします。</p>

議長

事務局長

繰り返し申し上げます。

次回の総会は、1月28日、火曜日の午後1時30分からお願いいたします。

以上、よろしくをお願いいたします。

それでは、他に無いようですので、令和6年第12回総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

(起立・礼・着席の発声)

署名委員の決定について議長指名により

中島 広文 委員      石附 征夫 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和6年12月25日

議 長

室岡重雄

委 員

石附征夫

委 員

中島広文